

<附属機関名称>会議概要

会議名	令和2年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
事務局	福祉部 福祉管理課
開催年月日	令和3年2月12日（金）
開催時間	午後2時から午後3時45分
開催場所	足立区役所本庁舎 庁舎ホール
出席者	別紙出席者名簿のとおり
会議次第	別紙次第のとおり
資料	別紙次第のとおり
その他	

## 【協議会審議等内容】午後2時00分開会

### (秦福祉管理課長)

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより令和2年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会を始めさせていただきます。

本日は、ご多用の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます福祉管理課長の秦でございます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員及び傍聴者の皆様をお願いいたします。携帯電話、スマートフォンなどにつきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードへ設定をお願いいたします。

また、会議中は緊急の場合を除き、当会議の目的以外でのご使用はお控えくださいますようお願いいたします。併せて、会議の様子を撮影されるのはご遠慮くださいますようお願いいたします。それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

事前に送付させていただきましたのは、審議・調査事項1、報告事項1から3、情報連絡事項1となっております。資料をお持ちでない場合は、事務局に用意がございますので、お申出ください。大丈夫でしょうか。皆さんお持ちでしょうか。

本日の席上資料として配付しておりますのは、会議次第、報告資料1-1、足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方について、足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画令和3年度から令和5年度（案）2月3日の介護保険・障がい福祉専門部会からの主な変更点、報告事項2-1、令和3年2月4日時点足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）、協議会委員名簿となっております。ホチキス留めの会議次第資料及び報告資料1-1並びに報告事項2-1につきましては、修正がございましたので、机上に配付された資料をご覧くださいませようお願いいたします。

ます。

配付資料に不備等はありませんでしょうか。

質問票をお持ちの方でまだ提出されていない方がいらっしゃいましたら、お手数ですがお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、協議会を進めさせていただきます。

本協議会は、足立区地域保健福祉推進協議会条例第6条第2項に基づき、過半数の委員の出席により協議会が成立いたします。

本日の出席委員は過半数に達しておりますので、協議会が成立していることをご報告いたします。

本日は、菱沼会長が所用により欠席のため、議事の進行は酒井副会長をお願いいたします。

それでは、酒井副会長、議事の進行をお願いいたします。

### (副会長)

皆さん、こんにちは。本日は菱沼会長に代わり私、酒井が代役として司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまから、令和2年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会を始めます。

本日の議題は、お手元の次第のとおりです。なお、議題のうち、情報連絡事項については、時間の都合上、説明を省略いたします。

皆様から活発なご意見、ご質問を頂くためにも、迅速な会議進行にご協力くださいますようお願いいたします。

本協議会の委員名や会議録などは、区民の方へ公開することになっているため、記録の関係上、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただけるようご協力をお願いいたします。

それでは、審議・調査事項1、第8期介護保険事業計画における介護保険料の諮問・答申案について、を議題といたします。

こちらについては、報告事項とも関連いたしますので、報告事項1、足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（中間報告）についてのパブリックコメントに対する区の考え方及

び報告事項2、足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について、を一括して小口介護保険課長、渡邊高齢福祉課長、千ヶ崎地域包括ケア推進課長から説明をお願いいたします。

#### (小口介護保険課長)

介護保険課長の小口と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

お手元の資料、審議事項1、第8期介護保険事業計画における介護保険料の諮問・答申案について、別紙の審議・調査事項1-1の資料も併せてご覧ください。また、事前にお送りした資料に、若干の修正がありますので、机上の資料をご確認ください。

1(1)の資料ですが、第8期の介護保険料基準額の設定は、月額6,760円とさせていただきたいと存じます。最終報告案では中間報告時よりも300円以上抑制しています。

次に、(2)、第8期介護保険料の多段階化については、別紙、審議調査事項1-2の資料も併せてご覧ください。第7期の14段階から第17段階に拡大しまして、保険料率は第7期の最大2.7倍を4.5に変更させていただきたいと存じます。また、10段階以上の区分について対象となる所得の幅を変更するとともに、率の引上げを行います。さらに、国からの通知により、第7段階から第9段階の基準所得金額が変更となっております。第7段階につきましては、今まで120万円以上から200万円未満でしたが、第8期では120万円以上から210万円未満に、第8段階は今まで200万円以上から300万円未満でしたが、第8期では210万円以上から320万円未満に、第9段階は今まで300万円以上から400万円未満でしたが、第8期では320万円以上から400万円未満に変更となっております。

続きまして、中間報告から答申案への保険料算定の影響事項についてです。

中間報告では介護保険料の基準額を約7,0

70円から約7,270円という金額でご提示をさせていただいておりました。その後、国からの介護報酬の改定や、介護保険制度の改正などが示されまして影響額を個々に算出させていただきました。

(1)介護報酬改定ですが、こちらはプラス0.7%、保険料への影響額はプラス46円です。

(2)介護保険制度の改正は、ア、高額介護サービス費の自己負担上限額の引上げによる影響額がマイナス1億5,900万円、保険料への影響額はマイナス6円です。

次にイです。負担限度額認定の利用者負担の見直し改正による影響額ですが、①の資産要件の基準の見直し、②のショートステイ及び施設での食費の自己負担額の見直し、こちら合わせてマイナス11億7,000万円の影響です。保険料への影響額はマイナス46円です。

続きまして(3)介護保険給付準備基金の取崩し額です。中間報告では30億円を取り崩す予定としておりましたが、今回プラス10億円、約40億円を第8期の保険料算定に充当いたしまして、保険料の基準額を中間報告時よりもさらに170円ほど抑制いたします。

次に(4)介護保険料収納率の精査ですが、中間報告では97.0%として計算をしておりましたが、区では収納率の向上に取り組んでおまして、収納実績も上がっております。そういったことを加味しまして最終報告案では0.5ポイント増となる97.5%とさせていただきまして、中間報告よりも保険料基準額が約35円抑制となります。

次に(5)調整交付金ですが、この交付金は国の負担割合である25%のうち5%部分については調整交付金として各自治体の後期高齢者の割合や、所得水準の状況などによって各保険者に分配されるものです。中間報告では資料に記載のとおり率で仮の計算をしておりましたが、その後改めて国から交付割合が示されましたので再計算した結果、中間報告時よりも保険料の

基準額を約65円抑えられることとなりました。

次に(6)給付費などの推計の精査です。まず、令和2年度の給付費の見込みですが、こちらについても何度も何度も精査を重ねまして計算をいたしました。今年度当初、緊急事態宣言が発出された4月頃、一時的に給付費の伸びはかなり低くなりました。その後は給付も徐々に伸びている状況ですが、中間報告では既に計画値よりも給付費は46億円ほど少ない額、約522億円、伸び率にして4.5%を見込んでおりましたが、最終報告ではさらに約6,000万円少ない約521億7,000万円、伸び率は4.5%を見込んでおります。

次に令和3年度から5年度、3年間の総事業費などの推計です。今年度の給付実績や新型コロナウイルス感染症の影響など介護報酬のプラス改定などがありました。それらを勘案し、区としても何度も何度も繰り返し精査をいたしました結果、中間報告では総事業費等の合計を約1,990億円と見込んでおりましたが、今回の答申案では約8億円減となります1,982億円と再精査をさせていただきました。委員の皆様には引き続き、介護保険料の内容につきましてご審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、報告事項1、足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(中間報告)についてのパブリックコメントに対する区の考え方についてご報告いたします。合わせてパブリックコメントの資料もご覧ください。

1、パブリックコメントの実施結果です。

まず、実施期間、実施結果、意見などの集計結果は、こちらに記載のとおりです。

次に、2、パブリックコメントに対する区の考え方です。別冊の資料をご覧ください。

まず、1ページ目、1(1)介護保険料の増減要因については、先ほどもご説明させていただいたとおりです。

次に(2)ですが、介護保険料の値上げに関する項目をご覧ください。区としては総事業費の

再精査、また保険料の収納率の精査、介護保険給付準備基金の投入予定額などについて、何度も何度も繰り返し精査を重ねてまいりました。今回、国の介護報酬の改定でプラス0.7%という増要因がありますが、結果として介護保険料基準額を中間報告よりも300円から500円ほど低い6,760円まで可能な限り抑制をしましてご提案させていただきます。第7期からは値上げとなりますが、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に(3)介護保険制度に関する国への要望をご覧ください。

現制度では介護保険の利用が増加すればするほど保険料が上がり続けることとなります。このような仕組みを見直すため国に対しては公費の負担割合の引上げなど、今後も引き続き要望いたしますので、何とぞご理解をお願いいたします。その他、多くのご意見を記載のとおりまとめさせていただきましたので、個々のご意見につきましては後ほどお目通し願います。

私からの説明は、一旦、以上とさせていただきます。

#### **(渡邊高齢福祉課長)**

高齢福祉課長、渡邊です。よろしくお願ひします。私からは、足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)についてご説明させていただきます。

別とじの冊子をご覧ください。計画案は全部で5章に分かれております。私からは第1章と第2章、続きまして第3章、第4章は地域包括ケア推進課長、第5章は介護保険課長からご説明します。それでは、第1章について中間報告との変更点を中心にご説明します。

第1章、3ページをご覧ください。変更点は、計画の策定経過等として、これまでの経過を追記しております。また4ページに公聴会の日程等を記載しております。

また、5ページにパブリックコメントの実施結果を掲載しました。

続きまして第2章、6ページになります。

こちらは前期第7期計画の成果です。中間報告と違う点は、前期の計画は6本の柱に分かれておりましたが、それぞれの柱に追記をしました。例えば高齢者の寿命を保持し、社会参加を進めますという箇所はその下、健康寿命の延伸、それから介護予防による地域づくり、この2点の観点から成果を記載しています。

また、8ページ、最後の段落に成果と今後の展望として、今後の在り方として新型コロナウイルス感染症の影響に配慮した事業の進め方について掲載しています。私からの説明は以上です。

#### **(千ヶ崎地域包括ケア推進課長)**

こんにちは。地域包括ケア推進課長、千ヶ崎です。私からは、第3章、第4章について説明いたします。報告事項2-1、ただいまの計画から引き続きまして第3章、9ページをご覧ください。

中間報告では、この地域包括ケアシステムビジョンの考え方に沿った第8期の計画になりますとお伝えしました。今回変更になった点は、9ページの第7期の体系図、今期の計画と第8期、次期の計画の体系がこのように変わりましたとご説明させていただきました。第7期も6項目、18の施策群として、一つ一つの目標がありました。10ページには、第8期の体系図として3期に分けて、A、B、C、自立期、要支援軽度期、C、中・重度終末期として、3期に分けて1つ目が予防生活支援、2つ目が医療・介護、3つ目が住まい、この3つの視点をそれぞれの期に掛け合わせ、その下に18の具体的な取り組みの柱を設けました。こちらとの整合を9ページで表しています。第8期計画との関係としては、第7期の計画がどのように引き継がれているのかという点を説明しております。こちらが新しく追加になった部分です。

次に11ページです。こちらは地域包括支援センターの圏域と名称、場所が記載されています。圏域ごとの人口や高齢化率を示すべきではないかとのご意見を頂きましたので、このよう

に示させていただきました。ご覧のとおり、北に行くほど高齢化率がやや高め、南に行くほど差がやや低めといった傾向があります。

続きまして第4章です。第4章は地域包括ケアシステムビジョンの各柱での取り組む事業として、第8期の18の具体的な取り組みをどのような形で目標を達成していくのか記載しています。12ページ以降は中間報告と比較して修正はありますが、それほど変わっておりません。ただ、31ページ以降、18の取り組み、一つ一つに目標や指標、目指すべき姿を記載していますが、それらを目指すに当たりどの事業を展開していくのかを記載しております。中間報告では、事務事業名のみ記載しておりましたが、最終報告では一つ一つに具体的な目標値を立てて取り組むべき内容を記載しました。私からは以上です。

#### **(小口介護保険課長)**

介護保険課長の小口です。続きまして、第5章の介護保険事業計画について、説明いたします。

83ページをご覧ください。被保険者数の実績と推計を記載しています。また85ページ、86ページには、要介護、要支援の認定者数の実績、それから推計を記載しています。

続きまして87ページ、88ページには、サービス利用者の現状と推計となっています。

89ページから94ページまでは、地域密着型サービスの現状と計画、施設定員の年次の現状と推計となっています。

また95ページから96ページは、給付費の現状と推計を記載しています。97ページから105ページまでは、介護給付費の詳細について記載しております。105ページ、106ページは介護給付費の適正化と、介護保険制度の主な改正点です。

107ページから110ページまでは、介護保険料の算出について記載しております。

簡単ですが、私からの説明は以上です。

#### **(副会長)**

事務局に事前の質問等は寄せられていますでしょうか。

**(秦福祉管理課長)**

寄せられておりません。

**(副会長)**

それでは、担当課より詳細な説明、報告等がありました。ご意見、ご質問はありますか。

本案件は2月3日に介護保険・障がい福祉専門部会で審議されていますので、まず専門部会員以外の方からご意見、ご質問を伺いたと思います。また、議員選出の委員、一般委員がいらっしゃると思いますが、一般委員を優先に進めていきたいと思っています。それでは皆さん、ご意見、ご質問等いかがでしょうか。白石委員。

**(白石委員)**

自民党の白石です。専門部会での話を聞いて執行機関側として考え方が変わったのかと思い質問します。私たち自民党は、長い間、介護保険料が7,000円を超えることは非常にきつと言ってきました。何できついかというと、「角を矯めて牛を殺す」ということわざもありますが、いくら牛の角を磨いても牛が死んだら意味がないわけですから、そういう意味では少なくとも介護保険料は支払える金額にしないと無理だと言ってきましたが、中間報告では7,000円を超えていました。我が党の議員総会でそのことが随分問題になって、何とかもう少し保険料を軽減できないかと言ってきましたが、最終案は6,760円となり、7,000円を下回っていました。ところが計算すると、約100円値上げすると収入に与える影響は6億円です。200円値上がりしているわけではないですけど200円と考えて12億円収入が多くなります。これを3年間続けると36億円、取崩した40億円を足すと76億円になります。介護保険料給付金の上がり方が1年間に4.5%から5%程度だったわけです。計算しやすいように5%として、600億円の5%は30億円ですから、3年間で90億円です。そうすると収入は40

億円を足しても76億円にしかありません。支出については、4.5%で上がっていくと90億円の影響があります。そうすると第8期のうちに赤字になってしまうのではないかと。これは一体どうやって計算したのですか。専門部会ではコロナの影響で給付金が今年度下がりましたから、来年度も必ず下がるだろうという見通しはあるかもしれませんが、コロナもずっと続くわけではないですよ。いつかは収束します。そのときに、この200円にもならない保険料の値上げで、一般会計を充てることになったらこれは大変なことです。そうしたことは絶対ないということでもいいですよ。

**(小口介護保険課長)**

介護保険課長です。まず、第8期の3年間の給付、総事業費に関しましては、足りなくならないように何度も何度も再精査を重ねておりますので、こちらは3年間で足りないということはないように適正に計算しています。

**(白石委員)**

国からの予算ですから最初から赤字になる予算を立てるわけがないと思いますが、令和3年、4年、5年の3か年に40億円補てんできるだけの積立金があるということでもいいのですか。全部使うと何もなくなってしまうわけですから、そうなったときに後のことはどうなるのでしょうか。後のことは知りませんが、第8期だけ決めればいいのかというような、そんな無責任なことはないと思います。9期も10期もこの制度がなければ、第5段階の基準額前後の人たちが一番大変な思いをするわけですから。それは大丈夫ですか。

**(小口介護保険課長)**

介護保険課長です。第8期については、適正に計算していますので、大丈夫と認識しています。積立ての基金ですが、第7期の介護保険料を計算する際にも、全額投入をして抑制をしていますので、今回も第7期と同様に、第8期で保険料を抑制するために使わせていただきたいと思います。

ています。

**(白石委員)**

足立区の構造上の一番の問題は、この冊子にも書いてありますが、せっかく14段階を17段階にしたにも関わらず、介護保険料が2倍以上の層を足すと全体で2%しかいないのですよ。全体でたった2%しかいない。第5段階以下の人が50%を超えているのですよ。ということは、足立区民の構造上の問題ですけれど、50%の人たちは基準額を払えない。これを何とか高額所得者で埋め合わせしようと思っても2%しかいないわけです。そうすると、どうしても基準額は上げざるを得ない。23区の中で足立区が一番高くてよく言われるのですが、足立区の所得層の構造的な問題を考えると、どうにもならない問題だと。しかも介護保険制度がなくなったら一番困るのは、17段階や16段階、15段階の人たちじゃないのですよ。基準額を下まわっている人たちが一番困るわけです。この低所得者を何とか助けようとする介護保険制度を守っていかねばいけないわけですから、区側もよほどの気持ちを込めて介護保険を必要としない区民、健康で長生きする区民を一人でも多くするために、これから努力しなくちゃいけないと思いますけれども、その点についてはどうお考えですか。

**(副会長)**

お願いします。

**(千ヶ崎地域包括ケア推進課長)**

地域包括ケア推進課長です。介護予防事業を所管している課長としてお答えいたします。白石委員がおっしゃったとおり、保険料を抑える取り組みの一つとして、なるべく介護保険を使わなくても大丈夫な、元気な高齢者を増やすということは、非常に重要だと思っております。我々、これまでも努力はしてきたのですが、これからもこのコロナ禍においてどういうふうに進めていったらいいのかということや、庁内の連携体制がまだ縦割りの部分が残っていますので、

その点を調整し、区全体で高齢者の健康を進めていきたいと考えております。

**(副会長)**

ありがとうございます。議員以外の方、専門部会以外の方はいかがですか。中村委員お願いします。

**(中村委員)**

白石委員もおっしゃったように、私も十何年介護保険料を払い続けて介護保険を使ったことがないのです。恐らくこれから先も私は使わないと思うのですよ。私のように介護保険を使わない人たちを増やすために、このことに力を入れなきゃいけないと思いますので、もう少し友愛クラブを活用してほしいと以前から言っているのですよ。十数年前に区の助成金が4割カットされたことがあって、あのときは、クラブ数が減っちゃってね。みんなが一生懸命、友愛活動をやりながら何とか盛り上げてきたのですよ。だからこそ、もう少し助成金を出してもらって、友愛クラブ活動をもう少し充実させたほうがいいと私は思っているのですよ。そういう意味でも白石委員が言うように、使わない人を増やせばいいのですよ。これが一番簡単だと思うのです。友愛クラブ連合会にももう少し力を入れてもらいたいし、議員さんたちも講演会や何かで友愛クラブへ入って活動してくださいよ。社会参加をしてくださいよとどんどん言っていただきたい。とにかく減る一方ですよ。この予定にあるように、150になるかどうか分かんなのですが、今もうどんどん減ってしまっただけです。私が関わり始めたときは210何クラブあったのですよ。今は140くらいしかなくて。一生懸命やったのだけどもう減っちゃうのですよ。友愛クラブに何とか力入れていただきたいというのが私の意見です。

**(副会長)**

ありがとうございます。担当課のほうで何かありますか。

**(渡邊高齢福祉課長)**

高齢福祉課長です。元気な高齢者を増やす上で、一人だけではなく大勢の仲間をつくっていただいて、その活動を充実させていくというのは非常に効果的であり重要なことだと認識しております。友愛クラブについての助成につきましては、財源を伴うものですので、即答はできませんけれども、検討させていただきたいと存じます。

**(副会長)**

よろしいでしょうか。そのほかにいらっやいませんか。貴重なご意見がありましたけれども、皆様……、はい、ではお願いします。

**(工藤副区長)**

副区長の工藤でございます。中村委員のご質問ですけども、抽象的な回答でしたので、区の取り組みを少し説明させていただきます。来年度予算をこれから審議いたしますが、私どもが提案していますのが、例えば元気応援ポイント、元気な高齢者の方がボランティア活動をしていただく際に、年間5,000円を上限としていました。それを来年度は2倍の1万円まで引き上げる点や、あるいは絆づくりの様々な活動についても、いろいろなところで活躍していただく場をつくっていくことによって、元気な高齢者を増やしていくという施策を打ち立てていきたいと思ひ提案をさせていただいています。中村委員のご質問にもありましたけれども、区としては元気な方にまだまだ活躍していただきたく、そういう場をつくっていくことを進めていきたいと思っております。補足は以上です。

**(副会長)**

ありがとうございます。浅子委員どうぞ。

**(浅子委員)**

区議会議員の浅子です。パブリックコメントに寄せられている意見ですけれども、420件が保険料の値上げの問題と書かれていますが、区の考え方というところに、普通はパブリックコメントのこの意見に対して区はこう考えていますとか、そのご意見は取り入れますとかが書

かれているものなのです。しかし、区の考え方の欄には、このように増額の要因はこうですとか、マイナスの理由はこうですと、保険料のことが書かれているだけなのです。ほかのページは白紙になっていますし。一人一人の思いが切実に書かれているものに対して、改めてきちんと一つ一つにお答えをするのか答えていただきたいと思ひます。それから、中間報告と最終報告の中で給付額の現状がありました。先ほどもお話がありましたように、給付額の現状、中間報告のときには平成30年、令和元年が25億円から35億円と、予測値よりも下回っているということが書かれていて、令和2年が全くそういうものを加味してなかったのが加味しなさいと意見を言いましたら、最終的に変わったのだと思ひています。令和2年は新型コロナウイルスの影響が非常に強いということが言えるかと思ひますけれども、そうじゃなくても平成30年や令和元年も予測計画値と実績値が25億円から33億円って、こんなに差異があるのですよ。これは給付を多く見込んでしまったということなのではないでしょうか。

**(副会長)**

お願いします。

**(小口介護保険課長)**

介護保険課長です。委員がおっしゃるように、第7期の3年間では、確かに計画値と実績値にかなりの差というのは生じています。理由としましては、6期から7期に計画を立てた際に、6期の実績があまり加味されていなかったのかもしれない。そういったところもございまして差が生じたのかと思ひます。ただ、今回は金額の算定に関しまして、7期の実績も何度も何度も繰り返し精査させていただきまして、きちんと足りる額で再精査をしています。8期に関しては7期の実績も踏まえて差が生じないように適正な金額になるように計算をしておりますし、また先ほど差が生じた、余った額があるとおっしゃってございましたけれども、基金に積み立て



た金額に関しましては、次期の保険料の算定の際に投入をしまして、保険料の抑制に活用されていますので、その点をご理解いただければと思います。

**(副会長)**

浅子委員、どうぞ。

**(浅子委員)**

その点は分かりますけれども、ただ基金として次期の保険料のために使うのは、第1号被保険者の分だけですよね。あとは国や東京都、足立区にお返しすることになっているわけですよ。第1号被保険者の余った分を基金として次に回して、そしてまたその第1号被保険者の介護保険料に影響すると、そういう仕組みになっているのだと思います。介護保険制度は、介護は社会で支えるものとして生まれた制度ですけれども、既に20年が経ちましたが、介護を支えてもらえていない。だからなるべくサービスを受けないようにしよう。自分でやることはやろう。そういう抑制がこの差異を生んでいるのではないかと思っています。もともと介護保険制度というのは、保険あって介護なしと言われてきたもので、認定を受けなければサービスは受けられない。保険料を払っても利用料を払わなければならない。1割負担、2割負担、3割負担と所得に応じて利用料も違っていることで、多くの方がこのパブリックコメントにも書かれていますけれども、保険料が高くなるならもっと使わせてもらいたい、そういう制度にしてもらいたいというご意見もあります。介護保険制度のこういう矛盾が給付の抑制にもつながっている点、平成30年と令和元年の差異に現れているのではないかと私は思っています。区の考え方として、介護保険料の算出に関して主な増要因が報告事項1-1に記載されていますよね。精査したことで、主な減要因がありますけれども、ここにいくつも書かれていますのですが、足立区が値上げをしないようにするためにはどんな方法があるのでしょうか。

**(副会長)**

では回答をお願いします。

**(小口介護保険課長)**

介護保険課長です。現介護保険制度を運用していく上で、介護保険料を値上げしないということは、区の現状ではなかなか難しいかと思えます。区としては、今後3年間の給付費や総事業費をきちんと精査しまして適正にできるようにと存じます。

**(副会長)**

ありがとうございます。そのほかの選出団体の方でご意見等ございませんでしょうか。例えば介護事業者関係の方など、もしありましたらご意見頂ければと思います。

**(小川委員)**

介護事業者連絡協議会の小川です。8期の計画が示されて保険料もおおむね決まってきたということですが、この間、専門部会でも意見が出ていましたけれども、9期に向けてこの保険料でやり切れるのかどうか、9期以降は大丈夫なのかというお話がありまして、私もそのあたりは若干不安があるなと思っていたのですが、事業者団体の立場としては9期、国が制度をどのように考えて、続けるものは続ける、変更していくものは変更していくと変わってくる可能性もあるのではないのでしょうか。要介護認定の区分や保険料の徴収開始年齢など、ひょっとすると手を加えてくることも考えられるのではないかと考えています。その中で8期の介護保険料を決めることは、いろいろな難しさがあったと思うのですが、中間報告より低くなったということは一つ成果とっております。介護事業者の中では、昨年の5月前後に新型コロナウイルスの影響で若干サービスの利用控えがあったと伺っていますが、その後は通常どおりの給付に戻っていると伺っていますので、8期においても新型コロナウイルスが影響してくる、ゼロではないと思いますが、給付の抑制につながるかどうかは、はっきりしない部分があると思ってお

ります。現在必要とされているサービスは引き続き必要ですので、このことは9期に向けて給付費が増えていく可能性も十分あると思います。事業者の立場としては8期の計画の中の105ページに介護給付費の適正化、ケアプランの点検等々があります。先日の専門部会でも委員の中からの意見としてありましたが、事業所として不要不急ということではなく、より適正に適切に認定を受け、プランを立て、事業のサービスを提供していくことを業界としても考えていかなければいけないと思いますし、行政とも連携を取りながら8期の中で9期に負担を残さないように活動していきたいと、業界団体としては考えています。

**(副会長)**

こちらは、回答はよろしいでしょうか。そのほかご意見等いかがでしょうか。では浅子委員、どうぞ。

**(浅子委員)**

介護保険制度そのものに限界があって、区がやれることは本当に少ないのが明らかだと思うのです。先日の専門部会の中で、第1号被保険者の値上げをしないでよい金額というのはいくらかとお聞きしました。介護保険課長はそういう計算はしていませんとおっしゃっていましたが、3年間で11億円あれば値上げは抑えられると私のほうでは受け止めました。11億円を3年間で割ると3億ちょっとになりますよね。区から国にもっと公費負担を増やしてほしいというご意見もあったと思いますが、私の簡単な計算では、この調整交付金が出されていて3年目は6.何%という数字が記載されていますけど、国に26%負担してもらえれば値上げはしないで済むのではないかと計算をしました。前回は23億円足りないということで、国に27%負担してもらえれば値上げは抑えることができるということが明らかになったのですが、3年目は26.何%、調整交付金も含めるとあるということでほんの僅か、どちらかが力を入れ

ればこの値上げは抑えることができると思います。20年間多くの方が介護保険料を真面目に払って、サービスを受けたくても極力受けたくないように自立をしよう、自助で頑張ろうという方が多い中で、180円という僅かな金額の値上げになったことは、中間報告から比較しますと、少なくともよかったという方が多いかもしれません。今後は、一般財源から繰入れをしてでも介護保険料の値上げを抑えていただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

**(副会長)**

お願いします。

**(小口介護保険課長)**

介護保険課長です。一般会計から投入することに関しては、区としては考えておりません。ただ、委員がおっしゃるように、今の足立区の状況ですと、高齢者が増えてサービス給付費が増えていく中では、今後、介護保険料は値上がりしていくのではないかと不安も確かにあるかと思えます。その点を踏まえ、国には公費の負担割合の引上げも当然要望はしていますし、今後介護保険制度の見直しも区として要望してまいりたいと思っています。

**(副会長)**

貴重なご意見も踏まえて、よりよい運営をしていただきたいと思えます。そのほか、ご意見ありますでしょうか。

**(古性委員)**

小学校PTA連合会の古性力と申します。先ほどパブリックコメントに1件1件回答したほうがいいのではないかとご意見がありましたが、同じ意見が結構多いので全部は難しいとは思いますが、ただすこし少ないかなという印象は受けました。少し目立つのが、23区で一番介護保険料が高いということであって、払わなくていいのであれば払いたくないという気持ちは皆さん一緒だと思いますし、高いことに賛成する人はなかなかいないと思いますが、こういった意見がある以上、23区全部でなくてもい

いのですが、高齢者割合が高い区を抜粋して、23区内で比較するデータがあってもいいのかなと思いました。これは回答を求めています。

もう一つ、全国的に言えることだと思いますが、収入があっても無申告だったり、お金があっても銀行に貯金しないでタンス預金をしたりする方がかなり多いので、モラルを正していける施策があればいいのかなと思いました。

#### **(副会長)**

ご意見ありがとうございます。

それでは、意見も出尽くしたと思いますので、ここで決を採らせていただきたいと思います。

審議・調査事項1、第8期介護保険事業計画における介護保険料の諮問・答申案について、介護保険・障がい福祉専門部会案に賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

#### **(賛成者挙手)**

賛成多数と認め、本案をもって区長に答申いたします。

続きまして、報告事項3、足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画案の策定について、を小山障がい福祉課長から説明をお願いします。

#### **(小山障がい福祉課長)**

障がい福祉課長、小山でございます。よろしくお願いたします。

報告事項3、足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画案の策定について、お手元の資料の3-1、3-2をご用意ください。

昨年11月に足立区として同計画の素案を策定させていただき、この協議会に対しても12月にお示ししたところです。併せてパブリックコメント、団体等とのヒアリングを行いまして、それらの意見を反映したものを計画案としてお示しさせていただいています。パブリックコメント及び団体等ヒアリングの意見等につきましては、報告事項3-1の資料をご確認ください。

パブリックコメントにつきましては、全部で1-(2)になりますが、①法人が1法人、団体

が1団体、個人が2名、全体で4団体・法人等からご意見を頂きました。

また③の意見数については、全部で25件ありまして、それらの意見及び意見に対する区の考え方につきましては、2、意見及び区の考え方でそれぞれの項目に対する寄せられた意見、それに対する区の考え方を、計画案に反映させているところです。

報告事項3の資料に戻りまして、12月に示した主な内容は、第1章から第4章までの構成としておりました。今回はさらに1章を加え、5章立てとし、第5章では障がい関連手帳所持者数の推移、本計画の策定の経過及び寄せられたパブリックコメント、団体ヒアリング等の状況についてお示しさせていただきます。

12月の報告の再掲になりますが、2番、本計画案の特徴ですが、1つ目として、この計画策定に当たり足立区として初めて障がい当事者、それから障がい児の保護者、そしてサービス事業所を対象としたアンケート実態調査を行い、そちらをこの計画に反映させていただいているところでございます。

2つ目は、同計画をつくるに当たり、国から基本方針が示されていますので、今年度までの計画に①相談支援体制の充実強化、障がい福祉サービス等の質の向上、この2項目を計画案に加えました。こちらは、今後、地域自立支援協議会、区議会等にお示しさせていただき、3月中の策定を目指しています。策定後は、区民への周知が必要となりますので、区公式ホームページへの掲載、区施設、図書館等での閲覧、それからソーシャルネットワーク、SNS等で発信し、作成したという事実と内容を広く区民に周知してまいりたいと考えています。

#### **(副会長)**

ありがとうございます。事前の質問等はございましたでしょうか。

#### **(秦福祉管理課長)**

特にございません。

**(副会長)**

それでは、次に3の情報連絡事項を議題といたします。これについては、説明は省略させていただきます。これもあらかじめ質問票はありませんでしょうか。

**(秦福祉管理課長)**

ありません。

**(副会長)**

それでは、今日の協議会全体を通して皆様からご意見、ご質問、全体通してですね、あればお願いしたいと思います。

**(古性委員)**

足立区私立幼稚園協会の古性と申します。障がい児福祉計画について、この中のパブリックコメントにもありますが、ページでいいますと48ページ、ここには発達支援施設利用者数、利用者日数と記載されています。先ほどもお話がありました。次期の取り組みで児童発達支援センターの増設が急がれますと最後に書いてあります。これは前から急がれる状況にあったわけですが、先へ見送りになるということでしょうか。このことについては早急に対策を取る必要があると思います。私どもは幼児と関わっておりますが、発達の支援を必要とするお子さんは急増しております。保護者から話を聞きますと、そちらに通うにも、2か月に1回しか通えないということもあるそうです。こちらは早急に対応する必要があると思いますが、また3年先へ引き延ばしてしまうということではよろしいですか。

**(副会長)**

担当課いかがですか。

**(江連障がい福祉センター所長)**

障がい福祉センター所長の江連と申します。古性委員の質問に対してお答えさせていただきます。区としましては、児童発達支援センター、現在、福祉型・医療型含めて3か所ございますが、ここ数年の発達障がいを抱えるお子さん、また家族の数が非常に急増していることは身

をもって感じているところです。児童発達支援センター、候補地を含め区内の用地等を前から検討しているところですが、適地がなかったというところで、第1期の障がい児計画の中で策定できなかったということ、非常に重く受け止めております。センターの建設については引き続きの検討になりますが、今回も早急に検討してまいりますというお答えになってしまって申し訳ないと思っております。一方で、2か月に一遍の、月1回2か月に一遍の相談の方、個別支援の方、グループ支援の方につきましては、少なくともほかの区と同じように月一遍の指導機会を確保できるように、区として尽力してまいりますと思っておりますので、可能となった際にはご報告させていただきたいと思いますが、早急に取り組んでいきたいと考えております。

**(議長)**

古性委員、よろしいですか。

**(古性委員)**

回答ありがとうございます。2か月に1回を月に1回にできるのであればよろしいと思えますけれど、この発達支援だけではなくて、ほかに民間の医療機関でも言葉の教室とかもあるので、保護者に聞きますと予約が400人待ちと言うのですよ。それだけニーズが増えている。それに対して適切な指導を早く子どもたちに与えることは大変重要だと思っております。先ほど適切な場所がないと言っていましたが、本当はないのですか。いろいろな場所でできませんか。新たに建設しなくても既存のものを使いながらでもできる部分はたくさんあるのではないかと思います。これは急務だと思います。ぜひその辺を検討していただきたいと思っております。

**(副会長)**

ありがとうございます。

片野委員。先ほどお手を挙げられていましたか。

**(片野委員)**

足立区女性団体連合会の片野でございます。

質問させていただきたいのは34ページ、障がい者の理解と障がい者に対する差別解消に向けた取り組み、柱立てに施策1の障がい者差別解消の取り組みの強化です。こちら区職員や区民などを対象にと書いてありますが、教員に対しても行われているのかどうか、それをお答えいただきたいと思います。なぜならインクルーシブ教育を推進するためにも、平等から公平、合理的配慮への理解が必要だと考えておりますが、実際に学校に入りますと、通常学級に在籍している学習障がいや発達障がい児に対しての教員の理解というのが非常に乏しいと感じることが多々あります。このあたりの取り組みはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

**(副会長)**

担当課、お願いいたします。

**(小山障がい福祉課長)**

障がい福祉課長よりお答えします。障がい者理解等に関する推進においては、当然、小中学校も含めて区民全体に必要なものと考えています。小学校への働きかけ、取り組みにつきましては、まずは区、私どもから校長会等を通じて、年度の早いうちに出前講座の講師派遣、それから理解に向けたDVDを用意しまして、ぜひ学校の中でも考えてくださいとお願いをさせていただいています。それとはまた別に、今年だと1月だったでしょうか、人権推進委員が学校に赴いてそちらで障がい者理解に向けた講習会を行ってこられたというお話も聞いていますので、様々な働きかけや手法を通じて学校在籍のお子さんも含めて広く障がい者理解に向けて一体となって取り組んでまいりたいと考えています。

**(副会長)**

片野委員どうぞ。

**(片野委員)**

ありがとうございます。分かりました。

**(副会長)**

そのほか、いかがでしょうか。銀川委員お願いします。

**(銀川委員)**

区議会の銀川です。国の令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定案が2月4日にまとまりましたけれども、私たちに同日配付された、この足立区の福祉計画案に何か影響はありますでしょうか。

**(小山障がい福祉課長)**

障がい福祉課長です。令和3年度の報酬改定につきまして恐らく反映されるのは、放課後等デイサービス、医療的ケア児への支援の加算が創設されるという内容となっています。要は医療的ケア児、例えば現状の放課後等デイサービスに入ろうとしても、人手、人件費がかかるということが進んでいないところがありますが、そのことについては、今回加算が講じられることで、事業所として入りが多くなる。雇用しやすくなっていくのだらうと思っています。すみません、すぐに答えられませんが、この計画の中にも医療的ケア児のことも含めてありますので、そういった面で関係性はあるかと思っています。

**(副会長)**

銀川委員、お願いします。

**(銀川委員)**

ありがとうございます。今、医療的ケア児とおっしゃっていましたが、私も国のサービス等報酬改定案を読ませていただいたときに、確かに医療的ケア児の報酬の改定というのが大きな改正の一つだと思いました。私も知らなかったのですけれども、動ける医療ケア児に対応したものになったと新しいものが入っていたのですけれども、この動ける医療ケア児というものもこちらの計画に既に含まれているのでしょうか。

**(小山障がい福祉課長)**

障がい福祉課長です。動ける医療ケア児が今後の報酬に含まれるかは、支援をどうするかということですので、例えば医療的ケア児が自分で医療的ケアができる、もしくは親御さんが一緒に施設や事業所に来ううえで、医療的ケアが

できるということであれば、放課後等デイサービスなどでお預かりしやすくなるということですが、今回の報酬改定が動ける医療的ケア児とイコール、もしくは何らかの形で関連づいているというとはなく、医療的ケア児の状況に応じて支援が必要かどうかというところで、今後の報酬改定並びに加算がおそらく決定していくと思っています。

#### **(銀川委員)**

では、次に障がい福祉計画の内容についてお伺いさせていただきます。

計画案の41ページ、居宅訪問型児童発達支援利用者数と利用日数についてお伺いします。

こちらは、平成30年に制度化された事業ですけれども、これまで3年間利用者がゼロだったということで、今後も3年間、令和3年、令和4年、令和5年度と計画がゼロとなっています。これまでは数名の利用者の計画、2名とか4名とか立てられていたのでニーズはあるのだろうと読み取れるのですが、こちらに対しての区の考えを教えてください。

#### **(小山障がい福祉課長)**

障がい福祉課長です。こちらについては、現在、実態として1事業所もないといったところで、まず大変申し訳なく、残念に思っています。こちらは、現在ニーズ把握をしております医療的ケア児の実態調査を進めてまいりますので、こちらでニーズがあるかどうかを実際にはかった上で、必要があれば、この先の計画、令和5年度まではゼロとなっておりますけれども、つくっていくと考え方を変えていきたいと思っています。

#### **(銀川委員)**

こちらにも今期の取り組み内容として、ニーズの掘り起こしに取り組んだとありますけれども、どのような取り組みや周知をされたのか教えてください。

#### **(小山障がい福祉課長)**

障がい福祉課長です。発達支援児については、現状では「あしすと」が実際にお子様の受入れを

行っていますので、まずは「あしすと」で居宅訪問型になじむ方がいるかどうかというやり取りはさせていただいています。そのやり取りの中ではそんなにニーズが高くないのかなと判断に至ったところです。

#### **(銀川委員)**

ニーズはあまり高くないということだったようですが、これまでの計画人数を見ると2名や4名とか、計画人数としてももともと少ないので実際の対象者や対象施設に直接周知することもPRとしては効果的ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

#### **(小山障がい福祉課長)**

障がい福祉課長です。委員がおっしゃったように、ニーズの掘り起こし、それから把握は必要だと思っています。お子様方も成長されますし、また当然、新しく生まれてくるお子様もいらっしゃいますので、やっぱり随時、定期的にこのようなニーズ把握は関係機関が集まったうえで、行ってまいりたいと考えています。

#### **(銀川委員)**

次期の取り組み方針として区内児童発達支援事業者と協議を進めますとありますけれども、これは事業者が手を挙げたら、またその利用希望があれば実施できるということでしょうか。

#### **(小山障がい福祉課長)**

障がい福祉課長です。ニーズがあれば速やかに実施できるかという、事業スキーム、それからどういった人手の支援、速やかにその事業に移行できるか、開始できるかというところ懸念される材料があります。どうしても人件費や支出が多いということがありますので、そういったニーズが出てきたときには三者面談や話し合いを行い、課題をしっかりと把握させていただいた上で、どうやったら開始できるのか考えていかなければいけないと思っています。

#### **(銀川委員)**

最後になりますが、重度障がい児が独自生活に必要な知識技能を身に付けたり、生活能力の

向上につながるとてもいい事業だと思いますので、今後がんばって持続いただければと期待しています。

**(副会長)**

それでは、他にご意見、ご質問があるかと思いますが、時間の都合上、以上をもちまして議事を終了といたしたいと思えます。

本日は、集中した審議にご協力いただきましてありがとうございます。

それでは進行を事務局にお返しいたします。事務局、よろしくお願ひします。

**(秦福祉管理課長)**

それでは、第8期介護保険事業計画における介護保険料の答申を酒井副会長から近藤区長へお渡しいただきます。

これより近藤区長に入室いただき、先ほど決定いたしました第8期介護保険事業計画における介護保険料の答申を酒井副会長から近藤区長へお渡しいただきます。それでは、よろしくお願ひいたします。

**(副会長)**

第8期介護保険計画における保険料の答申。

令和2年7月29日付、足立区長から諮問のあった第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料について、令和3年2月3日に開催された介護保険・障がい福祉専門部会における審議の結果を踏まえ、当協議会において慎重に審議した結果、保険料基準月額を6,760円とし、各段階の保険料月額は、別紙のとおりとすることで結論を得たので、答申いたします。

令和3年2月12日、足立区長近藤やよい様、足立区地域保健福祉推進協議会会長職務代理、副会長酒井雅男。

**(秦福祉管理課長)**

続きまして、区長より委員の皆様へご挨拶を申し上げます。

**(近藤区長)**

一言御礼を申し上げます。

ただいま答申いただきました6,760円、何

とか少しでも保険料を抑えようと、今までにない様々な工夫をさせていただき、皆様方にもお知恵をお借りいたしました。何とか7,000円を超えることがないようにいたしましたが、かなり7,000円に近い金額になってしまいました。高齢化率が高いこの足立区にとって、介護保険制度の安定的な運営は、区政の課題の一つでもあります。これからも少しでも区民の皆様方に安心してご利用いただけるような介護保険制度を目指してまいります。

特にご要望の多い、特別養護老人ホームの設置につきましては、厳しい財政状況の中ではありますが、今後10年間で、特別に優先度の高いAランクと呼ばれる方々がお待ちいただかなくても入所いただけるような整備計画を立てておりますので、その整備計画に基づき粛々と実現を目指してまいります。

委員の皆様方には大変お忙しい中を活発にご議論いただきまして、誠にありがとうございます。区民を代表して心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

**(秦福祉管理課長)**

ありがとうございました。区長はほかの公務と重なっておるため、ここで退席させていただきます。

続きまして、事務連絡をさせていただきます。

次回の協議会は、令和3年3月25日、午後2時の開催を予定しておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。開催のご案内につきましては、後日送付させていただきます。また、本日お車でお越しの方で地下の駐車場に駐車された方には駐車券のご用意をさせていただいております。お帰りの際に職員にお申出ください。

最後になりますが、請求書兼口座振替依頼書のご提出がお済みでない方はお帰りの際、受付にご提出いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、本日の足立区地域保健福祉推進協議会を終了させていただきます。皆様、ありがとうございました。午後3時45分閉会